

令和7年3月18日

橿原市個人情報適正管理委員会

委員長 橿原市副市長 松南 宏次 様

個人情報監査責任者

橿原市総務部副部長 小路 一樹

令和6年度個人情報監査の結果報告について

標記監査について、橿原市保有個人情報管理規程（令和5年12月13日訓令甲第34号）第20条に基づき、下記のとおり実施しましたので、報告します。

第1 監査の目的

個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）第66条第1項において、「行政機関の長等は、保有個人情報の漏えい、滅失又は毀損の防止その他の保有個人情報の安全管理のために必要かつ適切な措置を講じなければならない。」と定められている。

また、国の個人情報保護委員会が個人情報の安全管理のために必要かつ適切な措置として示している「行政機関等の保有する個人情報の適切な管理のための措置に関する指針」では、各行政機関等に監査責任者を1人置くことと定められており、監査責任者は、保有個人情報の適切な管理を検証するため、当該行政機関等における保有個人情報の管理の状況について、定期に及び必要に応じ随時に監査を行い、その結果を総括保護管理者に報告することと定められている。

本市では、橿原市保有個人情報管理規程第20条により、監査責任者は実施機関等の保有個人情報の管理の状況について監査を行い、その結果を個人情報保護責任者、市個人情報適正管理委員会、実施機関の長等に報告するものと規定していることから、本年度に実施した監査の内容について、下記のとおり報告する。

第2 監査の対象

(1) 内部組織

企画戦略部秘書広報課

総務部危機管理課

財務部収税課
魅力創造部観光政策課
こども部こども政策課
こども部第4こども園
こども部白櫃幼稚園
健康スポーツ部保険年金課
福祉部福祉総務課
環境部資源循環課
都市デザイン部都市計画課
都市マネジメント部建設管理課
教育委員会事務局教育総務課
教育委員会事務局中央公民館
橿原市立畝傍南小学校
橿原市立畝傍中学校
監査委員事務局
上下水道部下水道課

(2) 指定管理者

ミズノスポーツサービス株式会社
SAP橿原運動公園共同事業体
一般社団法人橿原市観光協会
一般財団法人奈良県ビジターズビューロー

(3) 個人情報処理外部委託先

認定栄養ケア・ステーション もぐエイル
富士通Japan株式会社 関西公共第一ビジネス部

第3 監査実施期間

- (1) 内部組織 令和6年10月21日～令和6年12月27日
- (2) 指定管理者 令和7年1月9日～令和7年2月3日
- (3) 個人情報処理外部委託先 令和7年1月17日、令和7年2月14日

第4 監査実施体制

役割	所属及び役職
監査責任者	総務部副部長（情報公開室担当）
監査実施者	市民窓口課情報公開室 室長
監査実施者	市民窓口課情報公開室 副統括
監査実施者	市民窓口課情報公開室 主任
監査実施者	市民窓口課情報公開室 主査

第5 監査における基準

- ・個人情報保護に関する法律
- ・檀原市保有個人情報管理規程
- ・その他、関係法令等

第6 監査手法

- (1) チェック表の監査項目に基づくヒアリング
- (2) 個人情報取扱に関する各種届出、外部委託契約書の確認
- (3) 執務室内の確認

第7 監査結果

個人情報を含む行政文書の適正な管理について、一部の部署等において施錠や就業時間外の管理面で改善を要する課題が確認されたため、必要な助言指導を行った。

併せて、市から個人情報処理業務を外部委託しているケースで、委託先による媒体等の運搬や個人情報の管理について、個人情報の漏えいリスクを一層軽減するために、契約に係る仕様の見直し等の検討を促した。

また、指定管理者への監査において、個人情報が記載された過年度文書が長期にわたり施設内に保管されていた事例があったため、個人情報の適切な管理について市担当課を通じて改善を促した。

第8 総括

今年度の監査は、第2 監査の対象に記載の部署及び法人を対象に実施し、個人情報の取扱いが概ね法令や個人情報保護委員会が定める指針どおりに実施されていることを確認した。

令和7年度以降についても定期的に当該監査を実施し、安全管理措置の実施を強化していくこととする。